

寒河江市教育委員会会議録

平成28年3月24日 開会

寒河江市教育委員会

平成28年3月24日（木曜日） 寒河江市教育委員会

○ 出席委員（4名）

教育長 草 苜 和 男 委 員 菊 地 道 子 委 員 松 田 彌生子
委 員 鈴 木 淳 一 委 員 國 井 晴 彦

○ 欠席委員（0名）

○ 事務局職員の職氏名

学校教育課長 山 田 健 二 管理主幹 高 林 雅 彦
スポーツ振興室長 辻 洋 一 生涯学習課課長補佐 今 野 育 男

○ 委員会日程

教育委員会日程

午前9時00分 開 議

平成28年3月24日（木曜日）

市立図書館 2階会議室

1 開 会

2 議事録承認

3 教育長報告

4 議 事

- 議第 7 号 公民館長の任命について
議第 8 号 寒河江市立図書館長の任命について
議第 9 号 寒河江市立小中学校管理規則の一部改正について
議第10号 寒河江市立小中学校通学区域に関する規則の一部改正について
議第11号 寒河江市立図書館利用規程の一部改正について
議第12号 平成28年度教育行政の一般方針について
議第13号 平成28年度寒河江市教育委員会所属職員の人事異動について

(追加)

5 閉 会

会議に付した事件

教育委員会日程に同じ

1 開 会 午前9時00分

○草苺和男教育長

ただいまから教育委員会を始めます。

2 議事録の承認

○草苺和男教育長

初めに前回3月8日の会議録の承認についてお願いします。

(前回会議録を回覧の上、全出席委員が署名を行った。)

3 教育長報告

○草苺和男教育長

教育長報告になりますが、前回の教育委員会以降の主な行事を申し上げます。

3月15日、寒河江市美術館運営委員会が開かれました。運営委員には例年、芸文協の各分野の代表の方とか、校長会の代表の方に委員になっていただきまして平成27年度の事業報告並びに来年度である平成28年度の計画等について話し合いが持たれたところであります。

3月16日、中学校の卒業式がございました。委員の皆様にもご出席いただきましてありがとうございました。また、同じ日にリコーダー贈呈式ということでサトー楽器さんより小学校の新3年生にリコーダー約380本を贈呈いただきました。

3月17日、3月定例議会が閉会し、全議案が原案のとおり可決されました。

3月18日、小学校の卒業式がございました。委員の皆さまにもそれぞれの学校で祝辞をいただきまして大変ありがとうございました。

同日、教職員の異動内示がございました。

3月19日、寒河江市少年少女合唱団の定期演奏会が行われました。今年度は第40回の定期演奏会ということで、団ができて45年になるそうですが、現在は女子だけですが小学生から高校生まで17名の団員となっております。指導者が今年度から真下先生から高橋まり子先生に交代になられたということですが、団員の人数も少なくなったこともあり、元団員の方も参加をされて合唱を披露されていたようであります。約100名の方々が聴きにいられていたようであります。

3月22日、第3回目の寒河江市総合教育会議が開かれております。

以上、この期間の主な行事を申し上げます。

このことについて何かご質問あればお願いいたします。

なければこれより議事に入りたいと思います。

4. 議事

○草苺和男教育長

では最初に議第7号公民館長の任命について、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○今野育男生涯学習課長補佐

生涯学習課課長補佐の今野と申します。荒木課長が体調不良につき欠席のため、私の方から説明させていただきます。

議第7号公民館長の任命についてご説明申しあげます。

任期満了に伴い、寒河江市公民館に関する条例第4条の規定により4つの地区公民館長を任命しようとするものです。なお、東部地区公民館長の安孫子誠氏と西部地区公民館長の小野秀夫氏は再任し、南部地区公民館長の富樫誠氏と柴橋地区公民館長の工藤正年氏を新たに任命するものです。任期は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間となります。以上よろしくお願い申しあげます。

○草苺和男教育長

ただいまの説明につきまして、質問等ございましたらお願いいたします。

なければ採決をしたいと思います。議第7号公民館長の任命について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしということですので議第7号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議第8号寒河江市立図書館長の任命について、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○今野育男生涯学習課長補佐

議第8号寒河江市立図書館長の任命についてご説明申しあげます。

任期満了に伴い、寒河江市立図書館に関する条例第3条の規定により任命しようとするものです。なお、芳賀彰氏は再任で、任期は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間となります。以上よろしくお願い申しあげます。

○草苺和男教育長

ただいまの説明につきまして、質問等ございましたらお願いいたします。

なければ採決をしたいと思います。議第8号寒河江市立図書館長の任命について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしということですので議第8号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議第9号寒河江市立小中学校管理規則の一部改正について、を議題といた

します。事務局より説明をお願いします。

○高林雅彦管理主幹

議第9号寒河江市立小中学校管理規則の一部改正についてご説明申しあげます。

学校教職員の内、事務職員に新たな職として主任主事と副主任が新設されたことによる改正であります。6ページの新旧対照表と今日お配りしました寒河江市立小中学校管理規則の資料をご覧くださいと思います。第12条は学校に校長、教頭、および教諭を置き、必要に応じて次の職員を置くということで、改正前につきましては主幹教諭、養護教諭から調理師、事務補助員まで14の職名が規定されていました。そのうち第9号の主査と第10号の主事の間新たに第10号として主任主事、第11号として副主任を規定しようとするものです。第12条の2につきましては職とその職務について規定されている表でございますが、同様に主査と主事の間主任主事と副主任を新設しようとするものであります。主任主事につきましては通常の事務職員の新たな職名で、主事と主査の間の職となっております。主事から主任主事になって主査となるものです。副主任につきましては60歳の定年退職等によりましてその後希望により再任用された職員の職名となっております。再任用の制度につきましては年金の支給年齢引き上げに伴い出来た制度であり年金の支給開始年齢まで本人の希望により1年更新で勤務できるという制度であります。市役所でも同様の制度がございます。

以上、ご説明申しあげます。

○草苺和男教育長

ただいまの説明につきまして、質問等ございましたらお願いいたします。

○國井晴彦委員

これは現場の業務の煩雑化によってこのような職名を増やしたのでしょうか。

○高林雅彦管理主幹

副主任については再任用制度ができたことによるものです。主任主事につきましては給料の関係か事務の煩雑化の関係なのか明確にはお答えできませんが、現在、主事と主査との年齢の間隔が相当あるとのことなのですが、主査と事務主査との年齢の間隔はあまりないとのことでもあります。ですのでその間に新たに職を設けたということかと思えます。

○山田健二学校教育課長

6ページの方にその理由が書いてございますが、県費負担教職員における職の新設のため、各市町村において管理規則の改正が必要であればその対応をするようにと県の方

から指示が来ているわけであります。つまり寒河江市としてこの職を作ったのではなく、県費負担教職員に職の新設があったので、寒河江市の管理規則を改正しているということでございます。

○草苺和男教育長

よろしいでしょうか。他にございますか。

なければ採決をしたいと思います。議第9号寒河江市立小中学校管理規則の一部改正について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしということでありますので議第9号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして議第10号寒河江市立小中学校通学区域に関する規則の一部改正についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○高林雅彦管理主幹

議第10号寒河江市立小中学校通学区域に関する規則の一部改正についてご説明申し上げます。

平成28年4月1日から七日町町会の分割によりほなみ町会が新設されることに伴い、所要の改正をするものであります。9ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。別表1の寒河江小学校の通学区域の七日町の次にほなみを追加し、別表2の陵東中学校の通学区域に同様に七日町の次にほなみを追加しようとするものです。本市の学校の通学区域につきましては町内会ごとに区切られておりますので、新たな町内会ができたり、なくなったりした場合にはこの規則の改正が必要となるものでございます。具体的な場所につきましては今日お配りしました図面をご覧くださいと思います。世帯数につきましては個人宅が25世帯、アパートが6世帯と31世帯のそれほど大きくない町内会ということでございます。

以上でございます。

○草苺和男教育長

ただいまの説明につきまして、質問等ございましたらお願いいたします。

○松田彌生子委員

今後このあたりはたくさんの住宅が建っていくと思いますが、町内会も増えていくのでしょうか。

○高林雅彦管理主幹

そのことについては何とも申し上げられないところではあります。何戸以上になった

から町内会を増やさなければならないとかそういう規定はございません。あくまでも自主的に町内会の新設などの動きが盛り上がり出てきた場合に実際そのように町会の新設等ということになるわけでありますので、今のところは何とも申し上げられないところであります。

○國井晴彦委員

例えばみずき町会ができた時に寒小学区に編入するとか、今後新しい街ができて、どの小学校区に入れるのかを決定するのはどこの部署になるのでしょうか。

○高林雅彦管理主幹

この規則があるということで、教育委員会になります。

○山田健二学校教育課長

補足しますと、昨年度もそのような学区をどうするかという話になった時に、これまでは特別な理由があり、こちらの学区に、ということもありましたが、そこを精査しまして、町内会によって学区が決まるというようにしております。陵南学区でも一部訂正したところもございましたが、この町会はこの学区になる、と整合性をとっているということも昨年の教育委員会で話させていただいたところでございます。

○草苺和男教育長

よろしいでしょうか。他にございますか。

なければ採決をしたいと思います。議第10号寒河江市立小中学校通学区域に関する規則の一部改正について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしということでありますので議第10号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして議第11号寒河江市立図書館利用規定の一部改正についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○今野育男生涯学習課長補佐

議第11号寒河江市立図書館利用規定の一部改正についてご説明申し上げます。

14ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。寒河江市立図書館の利用カードのデザインを一新し、図書館の利用案内を詳しくお知らせするため、様式第2号を改正しようとするものであります。

以上よろしくお願ひ申し上げます。

○草苺和男教育長

ただいまの説明につきまして、質問等ございましたらお願いいたします。

○鈴木淳一委員

こちらはデザインだけの変更なのでしょうか。それとも中にＩＣチップなどが入った等、仕様の変更なのかお伺いします。

○今野育男生涯学習課長補佐

この度はデザインの変更になります。裏面の方に図書館の利用時間とか詳しく書いて詳細な案内としております。

○國井晴彦委員

図書館の貸し出し業務については、コンピューターを使った管理ではなくて、手作業によるものなのでしょうか。カードと連動はしていないのでしょうか。

○今野育男生涯学習課長補佐

コンピューターを使った管理をしております。カードはＩＣチップではありませんがバーコードを読み取って管理しております。

○草苺和男教育長

他にございませんか。なければ採決をしたいと思えます。議第１１号寒河江市立図書館利用規定の一部改正について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしということですので議第１１号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして議第１２号平成２８年度教育行政の一般方針について、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○山田健二学校教育課長

議第１２号平成２８年度教育行政の一般方針について説明申し上げます。

１６ページ以降、平成２８年度教育行政の一般方針の本文を載せさせていただいております。前回の協議会の折にご指摘いただいた点等を踏まえまして、修正をしております。例えば１６ページのいじめ防止の条例につきましては、議決いただいておりますので、条例に基づき、という表現にしたり、１７ページで市の教育委員会の研究委嘱を中学校区ごとの委嘱に変更した点等でございます。

以上よろしくお願ひいたします。

○草苺和男教育長

ただいまの説明につきまして、16ページから21ページまで一括して質問等ございましたらお願いいたします。

特になければ採決をしたいと思います。議第12号平成28年度教育行政の一般方針について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしということでありますので議第12号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、追加議案議第13号平成28年度寒河江市教育委員会所属職員人事異動について、を議題といたします。この案件につきましては人事案件ですので会議を公開しないこととしたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

この案件につきましては会議を公開しないこととしたいと思います。

(議第13号 審議)

ご質問等なければ採決をしたいと思います。議第13号平成28年度寒河江市教育委員会所属職員人事異動について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしということでありますので議第13号は原案のとおり決定いたしました。

出されている議案は以上になります。委員の皆さまから他に何かございますか。なければ以上を持ちまして教育委員会を閉会いたします。

5 閉 会 10 ; 03